

鳥取県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会青谷事業所しいの実	鳥取市青谷町露谷53-5	介護予防通所介護	平成20年8月1日